

## 平成24年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について

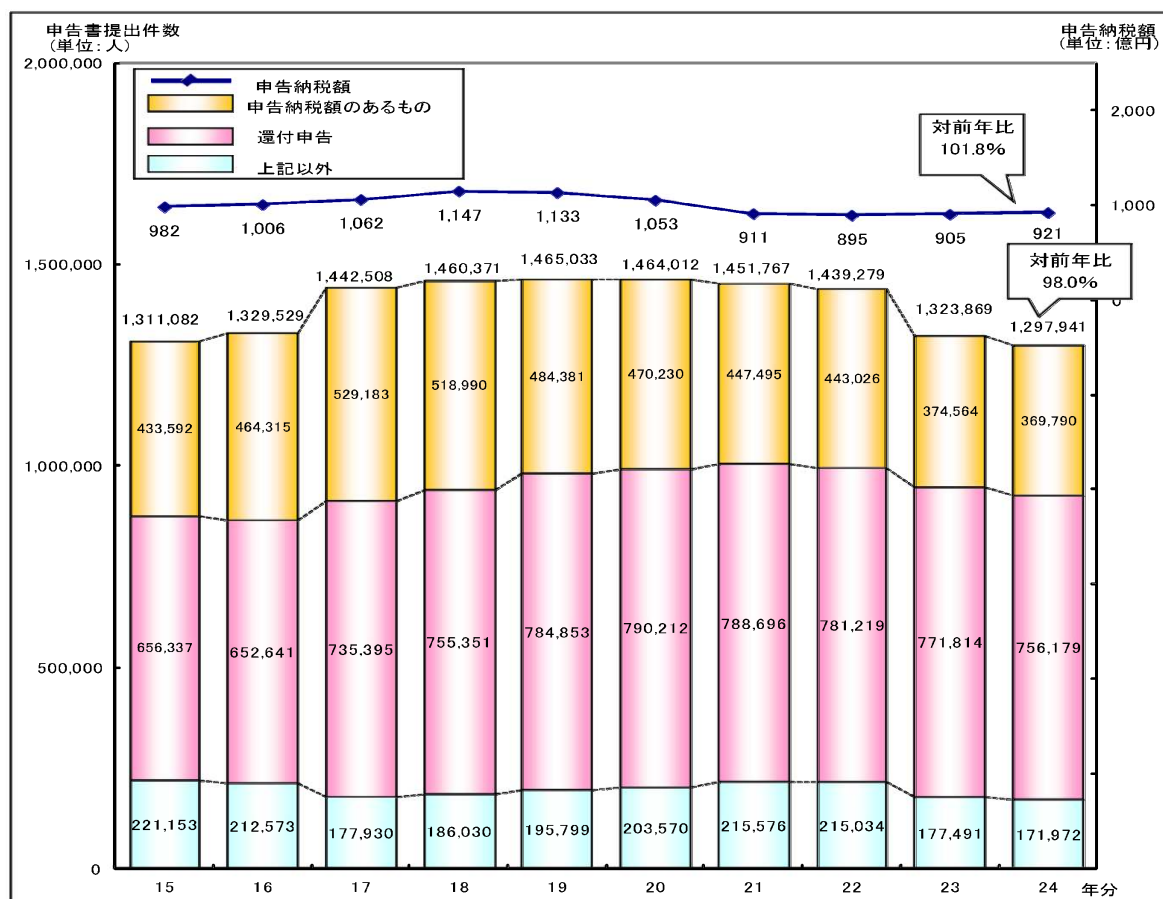
平成24年分の所得税・個人消費税・贈与税の確定申告の状況及び確定申告に係る各種施策の実施状況を取りまとめました。

### I 確定申告の状況

#### 1 所得税の申告状況

##### (1) 確定申告書の提出状況

＝提出人員は1,297,941人で5年連続の減少＝



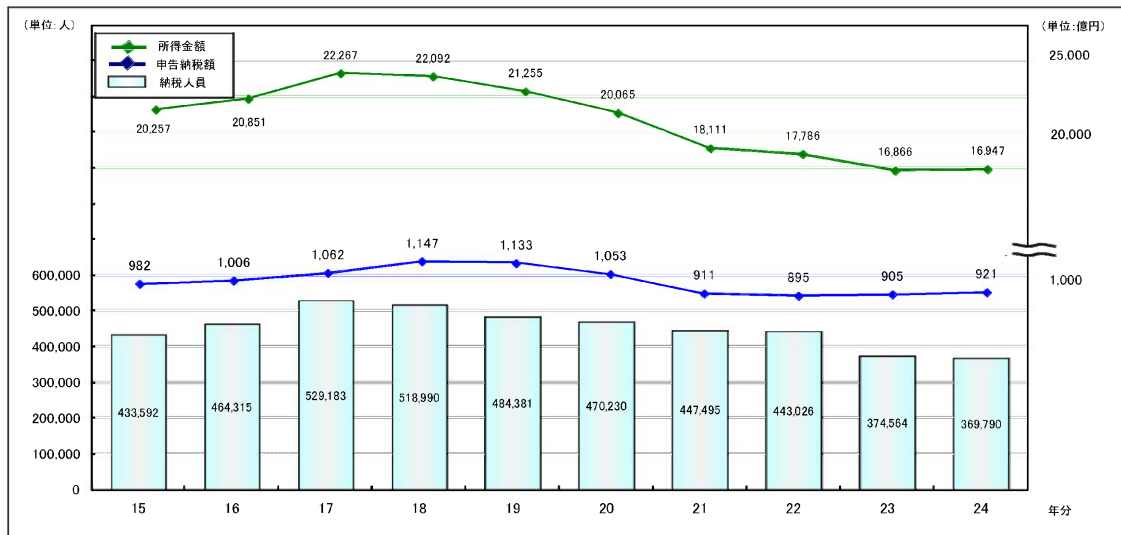
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

所得税の確定申告書を提出した人員は1,297,941人で、前年分(1,323,869人)から25,928人(▲2.0%)減少し、5年連続の減少となりました。

## (2) 申告納税額のあるものの状況

＝納税人員は減少、所得金額・申告納税額はいずれも増加＝

＝所得金額は7年分ぶりの増加＝



(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

確定申告書を提出した人員のうち、申告納税額のあるもの(納税人員)は369,790人で、前年分(374,564人)から4,774人(▲1.3%)減少しました。

納税人員の申告状況について前年分と比較すると、所得金額は1兆6,947億円で81億円(+0.5%)増加、申告納税額は921億円で16億円で(+1.8%)増加しました(所得金額は7年ぶりの増加)。

### ○ 所得者区分別の状況(前年分との比較)

#### イ 事業所得者

納税人員は、92,625人で1,209人(+1.3%)増加

所得金額は、3,277億円で47億円(+1.5%)増加

申告納税額は、255億円で1億円(+0.4%)増加

#### ロ その他所得者(事業所得者以外)

納税人員は、277,165人で5,983人(▲2.1%)減少

所得金額は、1兆3,670億円で34億円(+0.3%)増加

申告納税額は、666億円で15億円(+2.4%)増加

## (3) 還付申告の状況

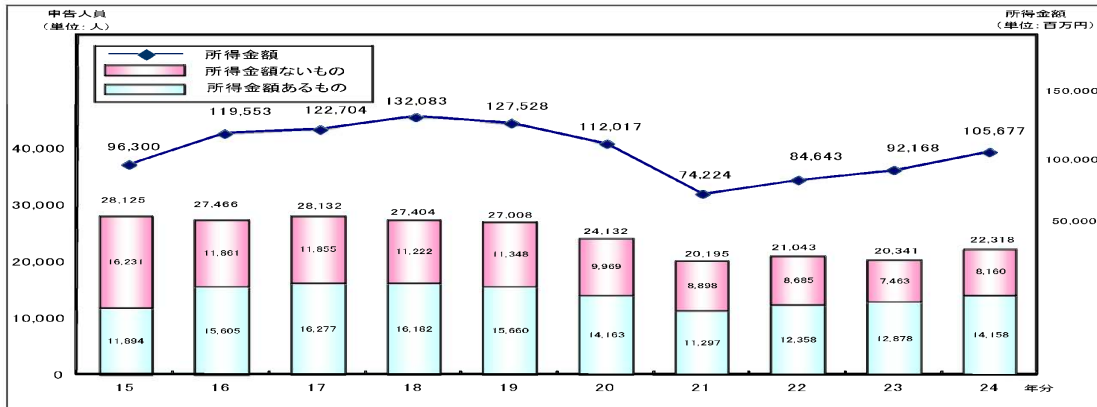
＝還付申告は756,179人で減少＝

確定申告書を提出した人員のうち、還付申告は756,179人で、前年分(771,814人)から15,635人(▲2.0%)減少しました。

#### (4) 譲渡所得の申告状況

##### イ 土地等の譲渡所得

＝土地等の譲渡所得の申告人員・有所得人員・所得金額はいずれも増加＝

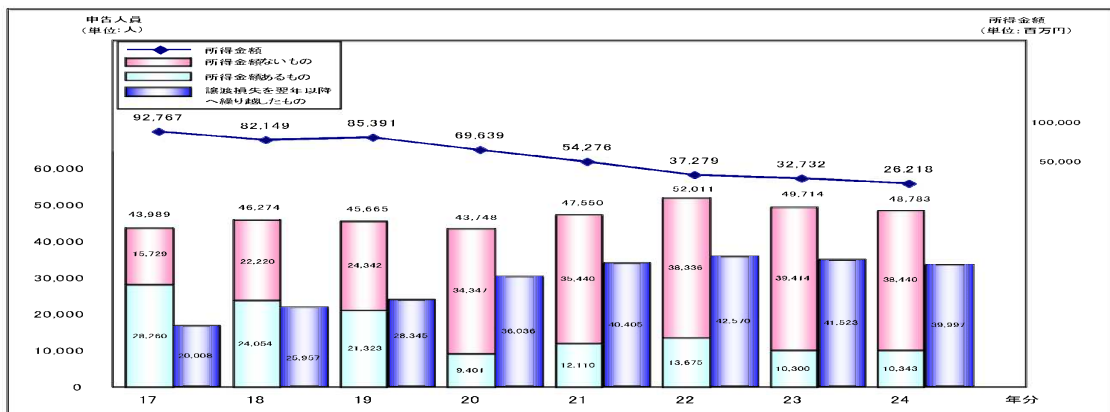


(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

確定申告書を提出した人員のうち、土地等の譲渡所得（総合譲渡を含む。）の申告人員は22,318人で、前年分（20,341人）から1,977人（+9.7%）増加しました。そのうち、所得金額のあるもの（有所得人員）は14,158人で、前年分（12,878人）から1,280人（+9.9%）増加、所得金額は1,057億円で、前年分（922億円）から135億円（+14.7%）増加しました。

##### ロ 株式等の譲渡所得

＝株式等の譲渡所得の申告人員・所得金額はいずれも減少、有所得人員は増加＝

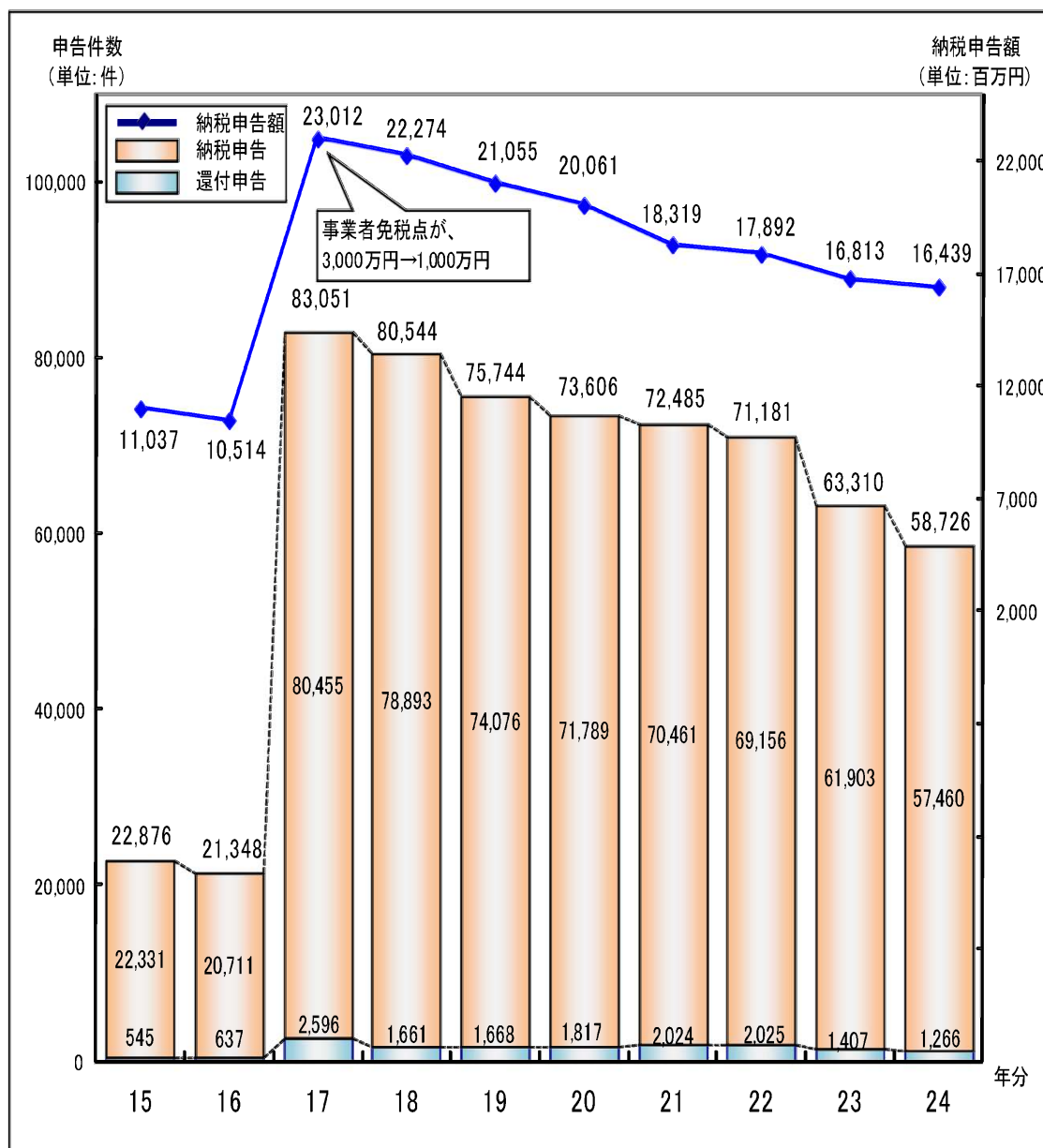


(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

確定申告書を提出した人員のうち、株式等の譲渡所得の申告人員は48,783人で、前年分（49,714人）から931人（▲1.9%）減少しました。そのうち、有所得人員は10,343人で、前年分（10,300人）から43人（+0.4%）増加、所得金額は262億円で前年分（327億円）から65億円（▲19.9%）減少しました。

## 2 個人事業者の消費税の申告状況

＝申告件数・納税申告額は7年連続でいずれも減少＝



(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

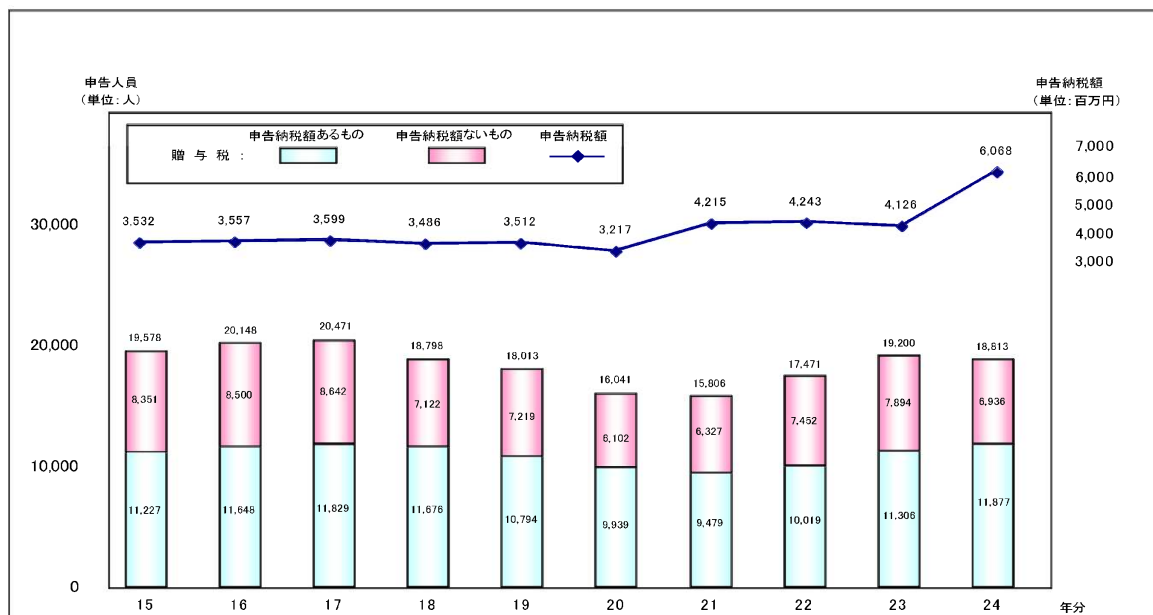
個人事業者の消費税の申告件数は58,726件で、前年分(63,310件)から4,584件(▲7.2%)減少し、納税申告額は164億円で、前年分(168億円)から4億円(▲2.2%)減少しました。

申告件数、納税申告額のいずれも減少し、7年連続の減少となりました。

### 3 贈与税の申告状況

#### (1) 贈与税の申告状況

＝贈与税の申告人員は減少、納税人員・申告納税額はいずれも増加＝



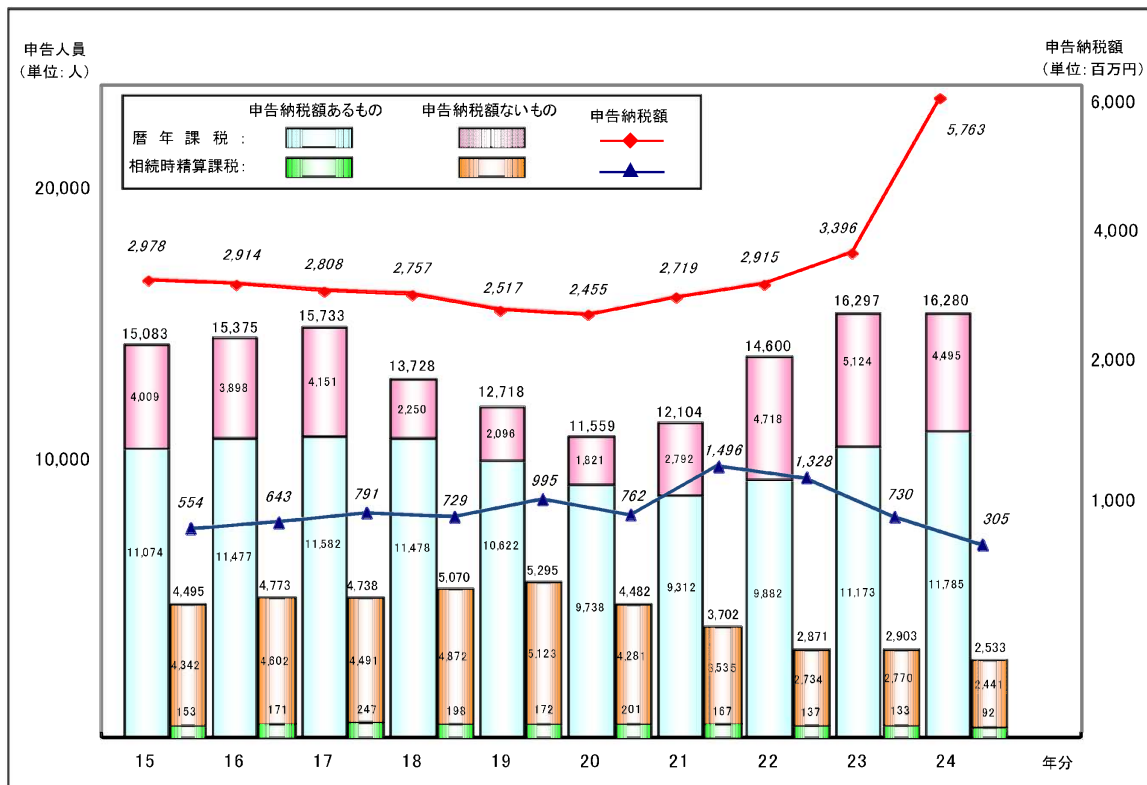
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

贈与税の申告書を提出した人員は18,813人で、前年分(19,200人)から387人(▲2.0%)減少しました。そのうち、申告納税額のあるもの(納税人員)は11,877人で、前年分(11,306人)から571人(+5.1%)増加、申告納税額は61億円で、前年分(41億円)から20億円(+47.1%)増加しました。

## (2) 暦年課税及び相続時精算課税別の申告状況

＝暦年課税の申告人員は減少、納税人員・申告納税額はいずれも増加＝

＝相続時精算課税の申告人員・納税人員・申告納税額はいずれも減少＝



(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。  
2 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含んでいる。

申告書を提出した人員のうち、暦年課税を適用した申告人員は16,280人で、前年分(16,297人)から17人(▲0.1%)減少しました。そのうち、申告納税額のあるもの(納税人員)は11,785人で、前年分(11,173人)から612人(+5.5%)増加、申告納税額は58億円で、前年分(34億円)から24億円(+69.7%)増加しました。

なお、相続時精算課税を適用した申告人員は2,533人で、前年分(2,903人)から370人(▲12.7%)減少しました。そのうち、納税人員は92人で、前年分(133人)から41人(▲30.8%)減少、申告納税額は3億円で、前年分(7億円)から4億円(▲58.3%)減少しました。

また、住宅取得等資金の非課税を適用した申告人員は3,011人で、前年分(3,835人)から824人(▲21.5%)減少、住宅取得等資金の金額は276億円で、前年分(324億円)から48億円(▲14.8%)減少、住宅取得等資金のうち非課税の適用を受けた金額は258億円で、前年分(292億円)より34億円(▲11.9%)減少しました。

◎ 相続時精算課税の概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に替えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から1年間に贈与を受けた財産（「相続時精算課税適用財産」といいます。）の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の価額（贈与時の時価）と相続又は遺贈を受けた財産の価額（相続時の時価）の合計額を基に計算した相続税額から、既に支払った相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とするものです（その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。）。

◎ 住宅取得等資金の非課税制度の概要

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる制度です。

○ 受贈者ごとの非課税限度額（注1）

住宅の種類 \ 贈与年分	平成24年	平成25年	平成26年
省エネ等住宅（注2）	1,500万円	1,200万円	1,000万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

（注1） 最初にこの制度の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた年分に係る金額が受贈者ごとの非課税限度額となります。

なお、既にこの制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。

（注2） 「省エネ等住宅」とは、省エネ等基準（省エネルギー対策等級4相当であること、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上であること又は免震建築物であることをいいます。）に適合する住宅用の家屋であることにつき、一定の証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

【参考】住宅取得等資金の旧非課税制度の概要

平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、住宅取得等資金を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる制度でした。

○ 受贈者ごとの非課税限度額（注）

	平成22年	平成23年
非課税限度額	1,500万円	1,000万円

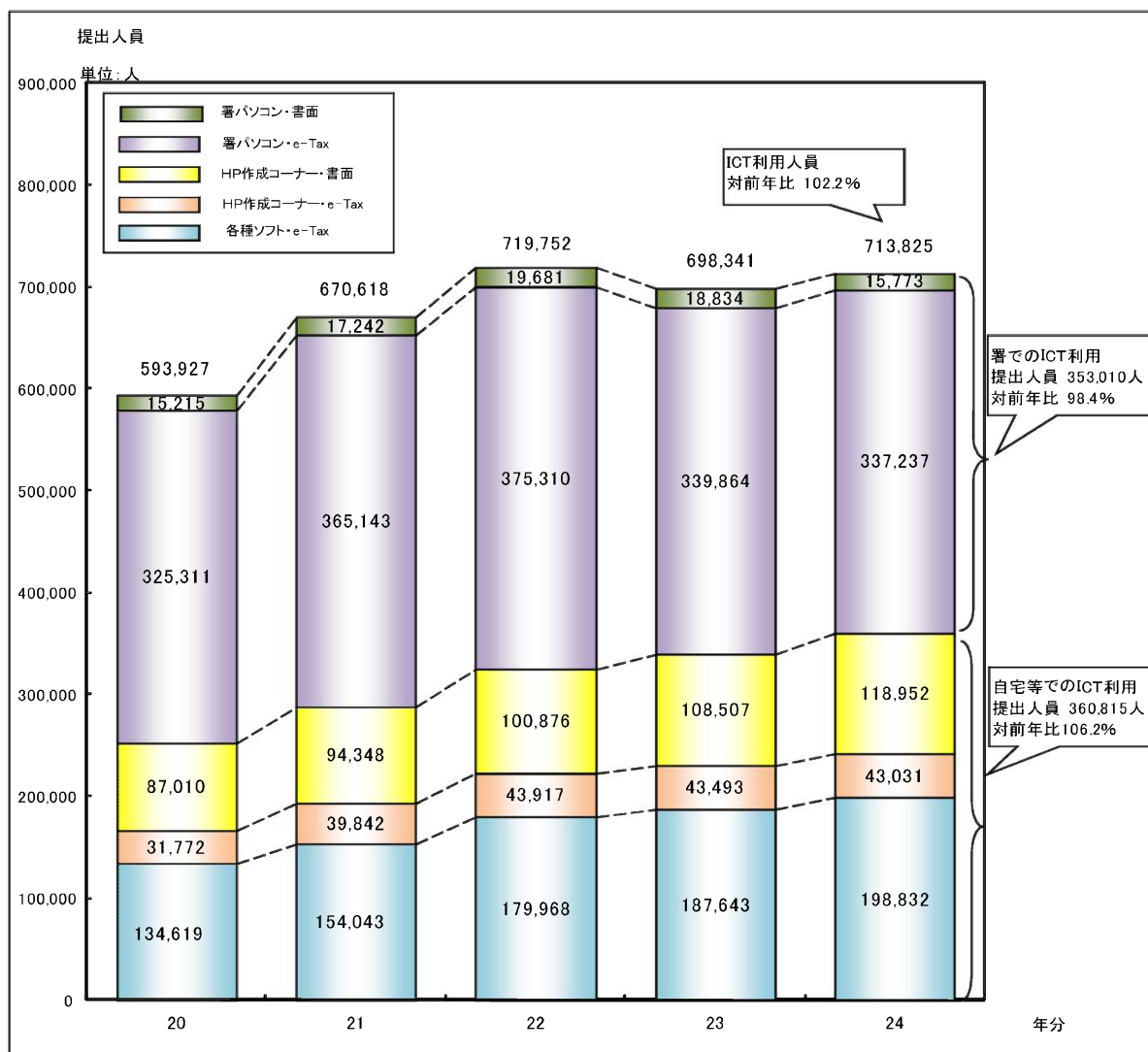
（注） 平成22年分の贈与に住宅取得等資金の旧非課税制度（非課税限度額1,500万円）の適用を受けた者が、平成23年分の贈与についてその制度の適用を受けるときは、「1,500万円から平成22年分でその制度の適用を受けた金額を控除した残額」が非課税となります。

## II 各種施策の実施状況

### 1 ICTを利用した所得税確定申告書の提出人員の状況

＝ICTを利用した所得税の確定申告書の提出人員は713,825人と増加＝

＝所得税の確定申告書の提出人員に占めるICTを利用した提出人員の割合は55.0%で2.2ポイントの上昇＝



(注) 翌年3月末日までに所得税の確定申告書を提出した人員数である。

国税庁では、ご自宅からの申告をサポートするため、確定申告書等作成コーナーや e-Tax など、申告書作成や提出に関する ICT を利用したサービスを提供しています。また、税務署の申告相談会場においても、ICT を利用した申告をしていただいています。

ICT を利用した所得税の確定申告書の提出人員は 713,825 人で、前年分 (698,341 人) から 15,484 人 (+2.2%) 増加し、所得税の確定申告書の提出人員 (1,297,941 人) に占める割合は 2.2 ポイント上昇して 55.0% となりました。



## 《ご自宅等からのICTを利用した申告》

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで申告書を作成し、e-Tax で送信又は郵送等により書面で提出することができます。

また、民間の会計ソフトなどで申告書を作成し、e-Tax で送信することもできます。

これらのICTを利用してご自宅等から所得税確定申告書を提出された人員は360,815人で、前年分(339,643人)から21,172人(+6.2%)増加しました。

## 《税務署の申告会場でICTを利用した申告》

確定申告書等作成コーナーが利用できるパソコンを税務署などの申告会場に設置しており、そのパソコンを利用して申告書を作成し、e-Tax で送信又は書面で提出していただいています。

このような税務署の申告会場におけるICTを利用した所得税確定申告書の提出人員は353,010人で、前年分(358,698人)から5,688人(▲1.6%)減少しました。

### ◎ 確定申告書等作成コーナー

確定申告書等作成コーナーは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、計算誤りのない申告書が作成でき、また、作成した申告書は、e-Tax で送信又は郵送等により書面で提出することができます。

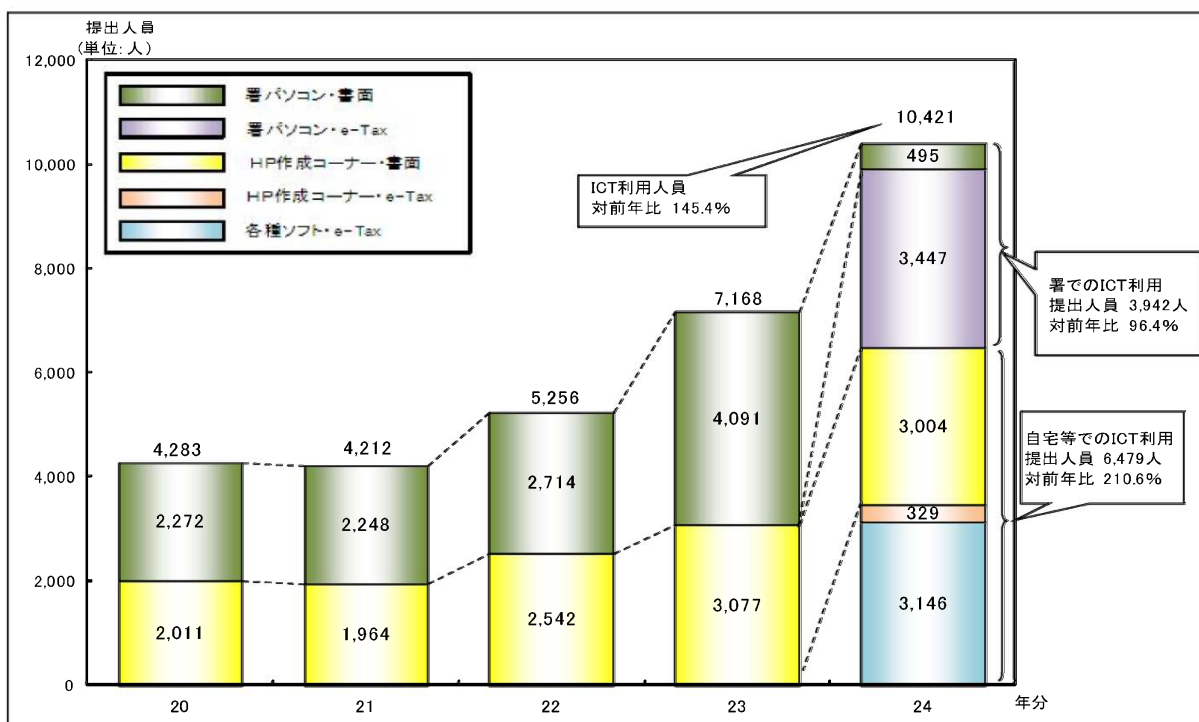
### ◎ e-Tax

税務署などの申告会場に赴くことなく、自宅等から申告することが可能となるほか、①添付書類の提出を省略することができる、②書面での提出に比べ還付金が早期に還付される、といったメリットがあります。

## 2 ICTを利用した贈与税申告書の提出人員の状況

＝ICTを利用した贈与税申告書の提出人員は10,421人＝

＝贈与税申告書の提出人員に占めるICTを利用した提出人員の割合は55.4%で18.1ポイントの上昇＝



(注) 翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員数である。

ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員は10,421人で、前年分(7,168人)から3,253人(+45.4%)増加し、贈与税の申告書の提出人員(18,813人)に占める割合は18.1ポイント上昇して55.4%となりました。

### 《ご自宅等からのICTを利用した申告》

ご自宅等からICTを利用して贈与税の申告書を提出された人員は6,479人で、前年分(3,077人)から3,402人(+110.6%)増加しました。

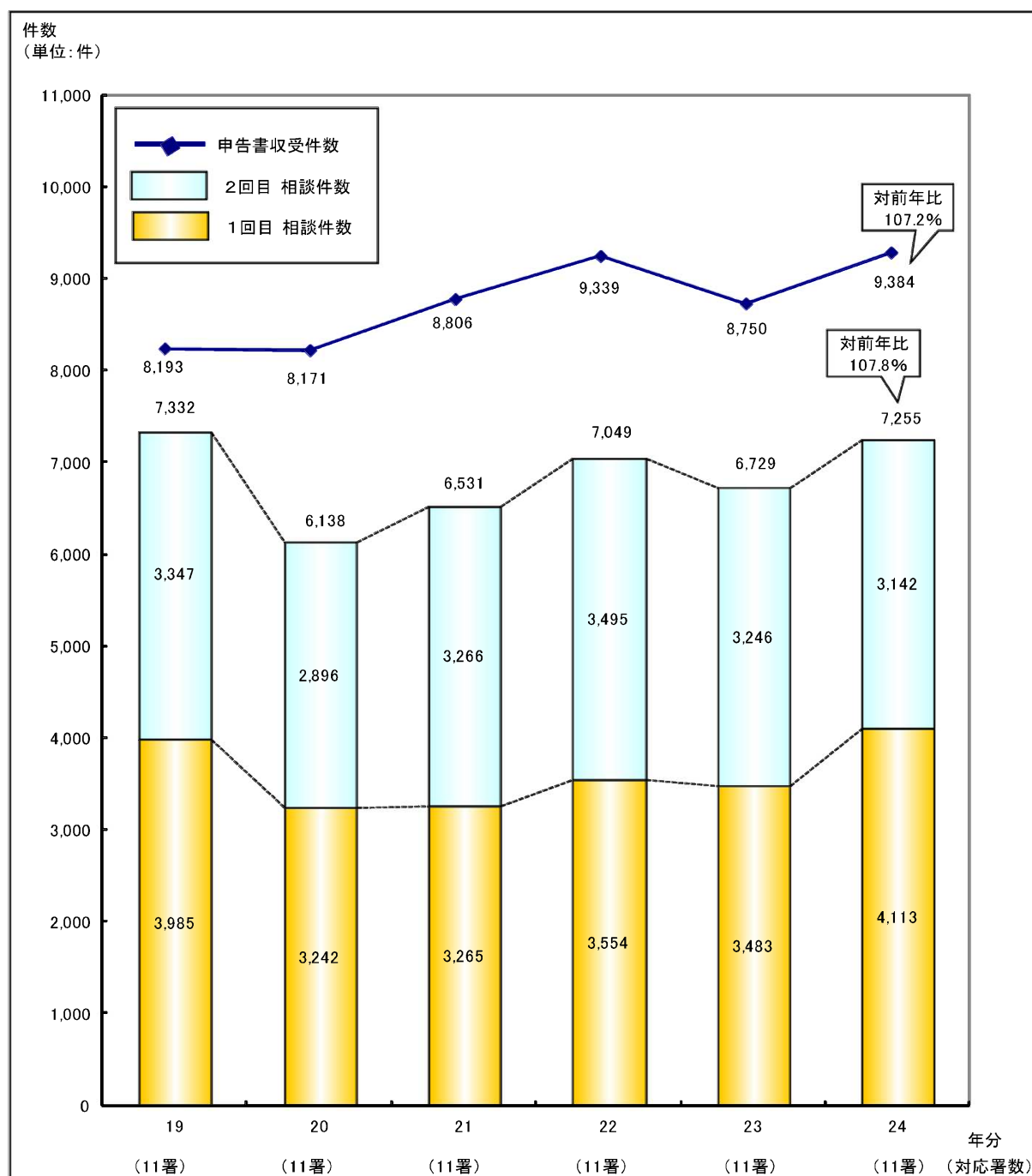
また、平成24年分の申告から利用可能となったe-Taxにより、ご自宅等から贈与税の申告書を提出された人員は3,475人でした。

### 《税務署の申告会場でのICTを利用した申告》

税務署の申告会場でICTを利用して贈与税の申告書を提出された人員は3,942人で、前年分(4,091人)から149人(▲3.6%)減少しました。

### 3 閉庁日における申告相談の状況

＝閉庁日の相談件数は7,255件、申告書收受件数は9,384件＝



休日における税務署での相談等のニーズに応えるため、一部の税務署において、閉庁日における申告相談を2月24日と3月3日の日曜日に管内11署を対象に5会場で実施しました。

両日の相談件数は合計7,255件で、前年分(6,729件)より526件(+7.8%)増加し、申告書收受件数は合計9,384件で、前年分(8,750件)より634件(+7.2%)増加しました。

### Ⅲ 平成24年分確定申告期における東日本大震災への対応等

#### 〔仙台国税局支援の実施状況〕

- 東日本大震災により被災された方が、昨年に引き続き、多数来署することが見込まれたことから、平成24年分の確定申告期においても納税者の方々への対応に万全を期するため、特に被害が甚大であった仙台国税局管内署に対して、他の国税局からの申告相談事務及び電話相談の支援を実施したところです。

- ・ 仙台国税局管内署への職員派遣

仙台国税局管内5署に対し、東京国税局及び関東信越国税局の職員を延べ400人派遣し、申告相談事務等の支援を実施(3月4日～3月15日)

(注) 1 職員を派遣した5署は、仙台北、仙台中、仙台南、石巻及びいわきの各税務署

2 このほか、上記5署を含め、被災地域を管轄する16署に対して、仙台国税局・税務署から延べ約4,700人の職員を派遣(1月21日～3月29日)

- ・ 仙台国税局への電話相談支援

東京国税局内に仙台国税局管内の納税者からの電話相談に対応するセンターを設置し、東京国税局の職員が1日10名体制で仙台国税局管内の納税者からの電話相談に対応(3月4日～3月15日)

(注) 上記の電話相談支援の実施に併せ、札幌国税局及び金沢国税局においては、東京国税局管内の納税者からの電話相談を受けるための専用電話を設置し、東京国税局から転送されてきた電話相談に対応(札幌国税局及び金沢国税局が東京国税局を支援し、東京国税局が仙台国税局を支援する方式による間接的仙台局支援)

#### 〔雑損控除等の適用状況〕

- 所得税に係る雑損控除等を適用した件数は、累計381件となっています。
- また、震災関連寄附に係る寄附金控除等の適用者数は、3,481人で、平成23年分確定申告における適用者数との合計は、延べ48,169人となっています。

## ○ 参考資料

(表1) 所得税の確定申告書提出状況の推移

(単位:人)

	20年分	21年分	22年分	23年分	24年分
申告納税額のあるもの	(▲ 2.9) 470,230	(▲ 4.8) 447,495	(▲ 1.0) 443,026	(▲ 15.5) 374,564	(▲ 1.3) 369,790
還付申告	(+ 0.7) 790,212	(▲ 0.2) 788,696	(▲ 0.9) 781,219	(▲ 1.2) 771,814	(▲ 2.0) 756,179
上記以外	(+ 4.0) 203,570	(+ 5.9) 215,576	(▲ 0.3) 215,034	(▲ 17.5) 177,491	(▲ 3.1) 171,972
合計	(▲ 0.1) 1,464,012	(▲ 0.8) 1,451,767	(▲ 0.9) 1,439,279	(▲ 8.0) 1,323,869	(▲ 2.0) 1,297,941

(注) 1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 カッコ書は、前年からの増減率である。

(表2) 所得税の納税人員の申告状況の推移

(単位:人、百万円)

	20年分	21年分	22年分	23年分	24年分
納税人員	(▲ 2.9) 470,230	(▲ 4.8) 447,495	(▲ 1.0) 443,026	(▲ 15.5) 374,564	(▲ 1.3) 369,790
所得金額	(▲ 5.6) 2,006,535	(▲ 9.7) 1,811,138	(▲ 1.8) 1,778,648	(▲ 5.2) 1,686,574	(+ 0.5) 1,694,693
申告納税額	(▲ 7.1) 105,320	(▲ 13.5) 91,090	(▲ 1.7) 89,546	(+ 1.1) 90,493	(+ 1.8) 92,121

(注) 1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 カッコ書は、前年からの増減率である。

(表3-1) 所得税の主たる所得区分別申告人員

	確定申告人員	申告納税額のあるもの			増減率				
		申告納税額のあるもの	還付申告	左記以外	納税	還付	左記以外		
合計	人	人	人	人	%	%	%	%	
合計	1,297,941	369,790	756,179	171,972	▲ 2.0	▲ 1.3	▲ 2.0	▲ 3.1	
所得者別内訳	事業所得者	(16.7) 216,696	(25.0) 92,625	(5.9) 44,307	(46.4) 79,764	▲ 0.9	+1.3	▲ 0.2	▲ 3.6
	その他所得者	(83.3) 1,081,245	(75.0) 277,165	(94.1) 711,872	(53.6) 92,208	▲ 2.2	▲ 2.1	▲ 2.1	▲ 2.6
	不動産所得者	(6.3) 81,129	(14.8) 54,636	(0.9) 6,444	(11.7) 20,049	▲ 0.2	+0.4	+0.4	▲ 2.1
	給与所得者	(40.1) 520,479	(39.3) 145,327	(46.4) 350,812	(14.2) 24,340	▲ 1.7	▲ 1.0	▲ 2.2	▲ 0.03
	雑所得者	(34.7) 450,933	(17.5) 64,746	(45.0) 340,058	(26.8) 46,129	▲ 3.3	▲ 8.1	▲ 2.3	▲ 4.0
	上記以外	(2.2) 28,704	(3.4) 12,456	(1.9) 14,558	(1.0) 1,690	+3.5	+8.8	+0.7	▲ 8.1

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 カッコ書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 増減率は、平成23年分に対するものである。

(表3-2) 所得税の主たる所得区分別所得金額等

	所得金額			申告納税額	還付税額	増減率					
	百万円	申告納税額のあるもの	還付申告			所得金額		税額			
		百万円				百万円	納税	還付	納税	還付	
合計	3,508,717	1,694,693	1,690,505	92,121	43,458	▲ 1.0	+0.5	▲ 2.4	+1.8	▲ 1.2	
所得者別内訳	事業所得者	(13.2) 462,083	(19.3) 327,738	(5.1) 85,793	(27.7) 25,526	(21.5) 9,365	+0.4	+1.5	▲ 0.3	+0.4	+0.7
	その他所得者	(86.8) 3,046,634	(80.7) 1,366,955	(94.9) 1,604,711	(72.3) 66,595	(78.5) 34,093	▲ 1.3	+0.3	▲ 2.5	+2.4	▲ 1.7
	不動産所得者	(7.1) 249,599	(13.6) 230,082	(0.5) 8,249	(21.8) 20,043	(0.6) 268	+1.2	+1.4	▲ 0.7	+1.2	▲ 2.2
	給与所得者	(57.0) 2,000,405	(49.4) 837,139	(66.2) 1,118,937	(26.7) 24,581	(50.4) 21,898	▲ 1.5	▲ 0.3	▲ 2.4	▲ 0.1	▲ 1.6
	雑所得者	(17.3) 608,510	(8.2) 138,522	(26.7) 451,877	(2.6) 2,427	(24.2) 10,514	▲ 4.3	▲ 8.2	▲ 2.9	▲ 20.8	▲ 2.4
	上記以外	(5.4) 188,121	(9.5) 161,212	(1.5) 25,648	(21.2) 19,544	(3.3) 1,414	+9.5	+10.5	+3.5	+11.2	+3.1

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 かつこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 増減率は、平成23年分に対するものである。

(表4-1) 土地等の譲渡所得の申告状況

	平成23年分				平成24年分				増減率			
	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり
	人	人	百万円	万円	人	人	百万円	万円	%	%	%	%
土地等	20,341	12,878	92,168	716	22,318	14,158	105,677	746	+9.7	+9.9	+14.7	+4.3

(注) 1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 総合譲渡所得に係る計数を含んでいる。

(表4-2) 株式等の譲渡所得の申告状況

	平成23年分				平成24年分				増減率			
	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり
	人	人	百万円	万円	人	人	百万円	万円	%	%	%	%
株式等	41,523	10,300	32,732	318	39,997	10,343	26,218	253	▲ 3.7	+0.4	▲ 19.9	▲ 20.2
	49,714				48,783				▲ 1.9			

(注) 1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 上段は、譲渡損失を翌年以降へ繰り越したものの計数である。

(表5) 個人事業者の消費税の申告状況

	平成23年分		平成24年分		増減率	
	申告件数	税 額	申告件数	税 額	件数	税額
納税申告	(97.8) 61,903	百万円 外 4,200 16,813	(97.8) 57,460	百万円 外 4,106 16,439	% ▲ 7.2	% ▲ 2.2
還付申告	(2.2) 1,407	外 159 638	(2.2) 1,266	外 137 547	▲ 10.0	▲ 14.3
合 計	63,310	-	58,726	-	▲ 7.2	-

(注) 1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。  
 2 外書は、地方消費税である。  
 3 かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

(表6) 贈与税の申告状況

	平成23年分				平成24年分				増減率			
	申告 人員	納 税 員	申 告 納税額	1 人 当たり	申告 人員	納 税 員	申 告 納税額	1 人 当たり	申告 人員	納 税 員	申 告 納税額	1 人 当たり
合計	人	人	百万円	万円	人	人	百万円	万円	%	%	%	%
	19,200	11,306	4,126	36	18,813	11,877	6,068	51	▲ 2.0	+5.1	+47.1	+40.0
暦年課税	16,297	11,173	3,396	30	16,280	11,785	5,763	49	▲ 0.1	+5.5	+69.7	+60.9
相続時精算課税	2,903	133	730	549	2,533	92	305	331	▲ 12.7	▲ 30.8	▲ 58.3	▲ 39.6

(注) 1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。  
 2 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含んでいる。

(表6-付) 住宅取得等資金の非課税の申告状況

平成23年分			平成24年分			増減率		
申告 人員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額	申告 人員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額	申告 人員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額
人	百万円	百万円	人	百万円	百万円	%	%	%
3,835	32,420	29,237	3,011	27,636	25,751	▲ 21.5	▲ 14.8	▲ 11.9

(注) 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(表7)ICTを利用した所得税申告書の提出人員

(単位:人)

	平成20年分	平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分
確定申告人員	1,464,012	1,451,767	1,439,279	1,323,869	1,297,941
ICT利用人員	(40.6%) 593,927	(46.2%) 670,618	(50.0%) 719,752	(52.8%) 698,341	(55.0%) 713,825
自宅等でのICT利用	(17.3%) 253,401	(19.9%) 288,233	(22.6%) 324,761	(25.7%) 339,643	(27.8%) 360,815
各種ソフト・e-Tax	134,619	154,043	179,968	187,643	198,832
HP作成コーナー・e-Tax	31,772	39,842	43,917	43,493	43,031
HP作成コーナー・書面	87,010	94,348	100,876	108,507	118,952
署でのICT利用	(23.3%) 340,526	(26.3%) 382,385	(27.4%) 394,991	(27.1%) 358,698	(27.2%) 353,010
署パソコン・e-Tax	325,311	365,143	375,310	339,864	337,237
署パソコン・書面	15,215	17,242	19,681	18,834	15,773

(参考) (単位:人)

電子証明書等特別控除適用者数	4,982
----------------	-------

(注) 1 いずれも翌年3月末日までに所得税の確定申告書を提出した人員である。  
2 かつこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。

(表8)ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員

(単位:人)

	平成20年分	平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分
申告人員	16,041	15,806	17,471	19,200	18,813
ICT利用人員	(26.7%) 4,283	(26.6%) 4,212	(30.1%) 5,256	(37.3%) 7,168	(55.4%) 10,421
自宅等でのICT利用	(12.5%) 2,011	(12.4%) 1,964	(14.5%) 2,542	(16.0%) 3,077	(34.4%) 6,479
各種ソフト・e-Tax					3,146
HP作成コーナー・e-Tax					329
HP作成コーナー・書面	2,011	1,964	2,542	3,077	3,004
署でのICT利用	(14.2%) 2,272	(14.2%) 2,248	(15.5%) 2,714	(21.3%) 4,091	(21.0%) 3,942
署パソコン・e-Tax					3,447
署パソコン・書面	2,272	2,248	2,714	4,091	495

(注) 1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。  
2 かつこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

(表9)閉庁日における申告相談等の状況(所得税)

	平成23年分		平成24年分		増減率	
	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数
1回目 (24年分:2月24日)	(51.8%) 3,483	4,516	(56.7%) 4,113	5,234	+18.1	+15.9
2回目 (24年分:3月3日)	(48.2%) 3,246	4,234	(43.3%) 3,142	4,150	▲3.2	▲2.0
合計	6,729	8,750	7,255	9,384	+7.8	+7.2

(注) かつこ書は、合計に対する割合(構成比)である。



(表10)東日本大震災に係る雑損控除等の適用状況

(単位:件)

	平成22年分	平成23年分	平成24年分	合計
雑損控除等	19	182	180	381

(表11)震災関連寄附の寄附金控除等の適用状況

(単位:人、百万円)

	平成23年分	平成24年分
寄附金控除 (所得控除)	5,086	2,877
	66,934	25,837
震災関連寄附金	43,734	2,953
寄附金控除 (税額控除)	213	204
	12,063	13,514
震災関連寄附金	1,175	557
合計	74,106	37,294
震災関連寄附金	44,688	3,481

(注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。

2 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適用があるため、所得控除と税額控除の合計とは一致しない。